

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	財政部 管財課 管財担当	
不利益処分名	市民広場の目的外使用許可の取消し	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第238条の4第9項	
連 絡 先	(電話 621 - 5051)	
処 分 基 準	【徳島市庁舎市民広場管理要綱】 別添のとおり	
	基 準	
	参 考 事 項	
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)	